

ASK ニュース

Vol.0249

2017年4月25日(火)

担当：MS事業部 山本

ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

各種保険料率の見直し

はじめに

新年度に入り毎年この時期、健康保険料率・介護保険料率・雇用保険料率等の改正があります。今年も改正がありましたのでご案内します。

健康保険料率・介護保険料率

中小企業が加入している、全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率・介護保険料率は、3月分（4月末日納付分）から変更となります。今回、健康保険料率は、引上げ・引下げ・据え置きと各都道府県でバラバラの対応となりました。愛知県は9.97%から9.92%へ引下げとなりました。

40歳以上の給与所得者が対象となる介護保険料率は、高齢化による介護需要の一層の高まりから、全国一律で0.07%引上げとなり1.58%から1.65%となりました。

子ども・子育て拠出金

児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を会社が全額負担しています。この子ども・子育て拠出金の料率は4月分（5月末日納付分）から0.03%引上げとなり0.2%から、0.23%となりました。厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に0.23%を掛けた金額が拠出金額となります。

雇用保険料率

雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われます。雇用保険の積立金は、失業率の改善等による失業等給付の給付額の減少により、黒字基調が続いています。それを受けて、昨年度と同様に、今年度も0.1%引下げとなりました。雇用保険は業種により労働者から控除する料率が異なります。

- ・一般の事業：0.3%
- ・農林水産業：0.4%
- ・建設の事業：0.4%

おわりに

給与支払い時に控除する社会保険や雇用保険の料率については、毎年定期的に変更があります。次回は9月に厚生年金保険の料率に変更となる予定です。定期的に料率の見直しがありますので、自社で給与計算をしている場合はご注意ください。ASKでは給与計算業務も代行しておりますので、料率変更が煩わしいとお考えの場合は、ASKにお任せ下さい。